



子育て情報

みなみはじまりの会

子育て支援センターに遊びに来た親子の皆さんと一緒に、新年度の顔合わせの会を行います。「屋根のある公園」に集まってミニ運動会を楽しみましょう。「ちびっこダンス」も併せて行います。

日時／4月16日(木)

10時30分～11時30分

場所／みなみプラザ多目的ホール
 対象／乳幼児親子

いばなこーひいさのぼん

子どもの健やかな成長を願い、親子でミニこいのぼりを作りますか。こいのぼりは、自宅に飾って楽しみましょう。

日時／4月27日(月)

10時30分～11時30分

場所／みなみプラザ

多目的ホール

対象／乳幼児親子
 定員／25組



※いずれも申し込み不要です。
 申込・問／子育て支援センター

(☎36-8762)

子育て支援講座「腸活美人」

皆さんの腸は元気ですか。毎日元気に過ごすために必要な栄養の知識や、食事をした後の体の状態を分かりやすくお伝えします。

日時／4月30日(木) 10時～11時30分

あかちゃんルーム 毎月開催

ハイハイをする前の赤ちゃんとその保護者を対象としたサロンです。ふれあい遊びやマッサージをしながら子どもの成長を伝え合い、日頃の悩みを気軽にお話ししましょう。

日時／4月17日(金) 10時～11時30分

持ち物／飲み物、バスタオル

ぺんぎんランド 毎月開催

子育て中の悩みや疑問をお母さん同士でお話ししませんか。市内の楽しいお店や遊び場スポットなども気軽に情報交換できる楽しいサロンです。

日時／4月24日(金) 10時～11時30分

対象／ハイハイの赤ちゃん時期を卒業した子どもと保護者

持ち物／飲み物

※いずれも申し込み不要です。
 申込・問／東子育て支援センター

(☎35-7767)

子育て支援団体を応援します

地域子育て支援団体活動補助金

地域での子育て支援を促進するため、子育てに係る事業を行う市民団体に、活動経費の一部を補助します。

対象／子育て支援団体、育児サークルなど

補助要件／5人以上で構成され、半数以上が市民であり、子育て支援に関する開かれた継続的な活動実績がある団体または活動計画(年6回以上)がある団体

補助金の額／1団体上限2万円(残額が出た場合は要返還)

募集数／8団体(応募多数の場合は、社会貢献度の高い団体を優先)

補助対象費用／講師謝礼、印刷製本費、切手代、会場使用料、活動に必要な物品の購入など

活動期間／補助金が認められた月々
 令和3年3月31日(木)

※令和3年4月に精算となります。
 (決算書、活動報告書などを提出)

必要書類／会則、収支予算書、年間活動計画書、会員名簿などの団体の活動が分かる書類など

申請締切／4月15日(水)

申請・問／子ども福祉課

(☎内線397)

行事(場所)	日時	対象	内容
親子ふれあい広場 (みなみプラザ)	4月21日(火) 10時～11時30分	乳幼児とその家族	○遊びの提供、絵本の読み聞かせ、製作あそびなど ○子育て相談
おはなしキャラバン (岩沼駅前広場、雨天時：みなみプラザ)	4月23日(木) 10時～11時15分	どなたでも	おはなしパフォーマンス、しかけ絵本の紹介



問／子育て支援センター (☎36-8762)、岩沼保育園 地域子育て支援センター (☎24-1358)

新型コロナウイルス感染の状況により、イベントなどを中止・延期する場合があります。あらかじめご了承ください。

受付時間を拡大します

幼児教育・保育の無償化に係る各種申請等の手続き

集中受付日

日にち	時間
4月10日(金)	8時30分～19時
4月11日(土)	9時～13時
4月13日(月)	8時30分～19時

※上記以外の受付日は、平日8時30分～17時15分に行っています。

問／子ども福祉課 (☎内線397)

幼児教育・保育の無償化に伴う「施設等利用費償還払い申請」と「補足給付事業(副食費)の給付申請」の手続きが始まります。申請書に記載されている資料を添付の上、受付期間内に子ども福祉課へご提出ください。

受付期間／4月1日(水)～20日(月)

受付場所／子ども福祉課

対象期間／1月～3月分

※「子育てのための施設等利用費請求書」「岩沼市実費徴収(副食費)に係る補足給付請求書」は、市内幼稚園、子ども福祉課で配布するほか、市ホームページからダウンロード可。

児童扶養手当と特別児童扶養手当の支給額が4月分から改定

児童扶養手当

一定の要件を満たすひとり親世帯や養育者に支給される手当です。対象は18歳の年度末までの児童、または20歳未満の政令で定める程度の障害のある児童です。

両親の一方が政令で定める程度の障害にある場合は、児童が両親と生計を同じにしているも対象になります。また、公的年金や遺族補償などの額が児童扶養手当額を下回る場合も、差額分の児童扶養手当が受給できます。裁判所からDV保護命令を受けている場合も対象になる場合があります。

特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護する一定の要件を満たす方に支給される手当です。

なお、障害認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき県の判定医が判定します。※療育手帳Aや一定の身体障害者手帳を所有している方は、診断書を省略できる場合があります。

特別児童扶養手当(月額)

	令和2年3月分まで	令和2年4月分から
1級	52,200円	52,500円
2級	34,770円	34,970円

※いずれも、所得制限などの要件がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

問／子ども福祉課 (☎内線396)

児童扶養手当(月額)

支給区分など	令和2年3月分まで	令和2年4月分から	
児童1人の場合	全部	42,910円	43,160円
	一部	42,900円～10,120円	43,150円～10,180円
第2子加算額	全部	10,140円	10,190円
	一部	10,130円～5,070円	10,180円～5,100円
第3子以降加算額	全部	6,080円	6,110円
	一部	6,070円～3,040円	6,100円～3,060円

体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～

昨年6月に成立した改正児童虐待防止法で、子育てに体罰が許されないことが法定化。4月から施行されました。

これも子どもの心を傷付ける行為です

- ・冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するような発言をする
- ・やる気を出させるという口実で、兄弟を引き合いにしてけなす

これは、保護者を罰したり、追い込むことを意図したものではありません。子育てを応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することが目的です。

これは、保護者を罰したり、追い込むことを意図したものではありません。子育てを応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することが目的です。

体罰とは

しつけのためだと保護者が思っている「身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または、不快感を意図的にもたらす行為(罰)」は、どんなに軽いものであっても、体罰に該当し法律で禁止されます。

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることが、さまざまに研究から科学的に明らかになっています。

子どもが健やかに育つよう、体罰のない社会の実現に向けて、一人ひとりが意識を変え、子育て中の保護者に対する支援も含め、社会全体で取り組みを進めていくことが大切です。

問／子ども福祉課 (☎内線395)、県中央児童相談所 (☎022-784-3583)